

## 回 答 書

令和6年(2024年)5月23日

質問書提出事業者 様

鎌倉市長 松尾 崇

(公印省略)

鎌倉市職員の福利厚生外部委託業務プロポーザルに係る質問について回答します。

質問事項	回 答
<p><b>【仕様書について】</b></p> <p>Q1) 委託金額の上限を超えた場合は受注者の負担となるのか。 受注者負担の場合、委託金額の上限を超えた場合は受付を止めることは可能か。</p> <p><b>【業務提案書について】</b></p> <p>Q2) 業務提案書等の提出資料に自社調べによる他社情報を記載してもよいか。(例)特典内容・利用方法など</p> <p>Q3) 業務提案書とは別に提案内容をまとめた別紙資料にて、プレゼンテーションの実施は可能か。 可能な場合、プレゼンテーション当日に該当資料を配布することは可能か。</p>	<p>A2) 仕様書9(4)のとおり、各年度において「一般職員」と「消防職員」に設定した委託金額を超えた経費については、受注者に負担いただきます。 なお、年度上限額を超えた場合、年度内の受付を止めることは差し支えありませんが、仕様書別紙事業整理図Aの「パッケージ事業」及び「パッケージ付帯事業」については、サービスを継続していただきます。また、翌年4月1日以降は再開していただきます。</p> <p>A2) 自社調べであることを明記すれば可能です。ただし、自社情報を優良誤認する恐れのある表現や、他社情報を不当に悪く扱うような表現は避けてください。</p> <p>A3) プレゼンテーションの際には、市がプロジェクター及びスクリーンを用意いたしますので、その際に投影する資料を紙で印刷して配付することは可能です。</p>